

新しい教育長を紹介します

このたび、伴敦夫さんが議会の同意を得て、1月1日付けで村長より村教育長に任命されましたので紹介します。

【問い合わせ】学校教育課企画総務担当(☎282-1711 内線1412)



東海村教育委員会教育長
伴 敦夫

昭和58年4月、北茨城市立中郷第一小学校講師に採用され、中丸小学校講師・教諭、東海中学校教諭、水戸市立第三中学校教諭、水戸市教育委員会指導主事、東海中学校教頭、ひたちなか市立前渡小学校長、茨城県水戸教育事務所管理主事、茨城県水戸教育事務所人事課長、茨城県水戸教育事務所長、水戸市立第一中学校長を歴任。

～ 就任あいさつ ～

去る12月の村議会定例会におきましてご同意を得て、このたび、教育長に就任いたしました。微力ではございますが、「子どもたち一人ひとりが自分の持ち味を發揮してキラリと輝く」教育を推進し、予測不可能なこれからの社会を、自立的にしなやかに生き抜くことができる力を育ててまいります。また、村民の皆さまが、生涯にわたっていつでも自由に学ぶことができる機会を得られるようにするとともに、郷土への理解と愛情を深められるような取り組みを進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

毎年1月は、償却資産(事業用資産)の申告時期です

固定資産税「償却資産」の申告を忘れずに!

【問い合わせ】

税務課資産税担当

(☎282-1711 内線1112)

■「償却資産」とは…

法人や個人で、事業(工場・商店の経営や、駐車場・アパートの貸し付けなど)を行っている方が、その事業のために用いている構築物や機械、備品等を「償却資産」といい、土地や家屋と同様に固定資産税が課税されます。

■申告は2月1日(月)まで

村内に償却資産を所有している方は、1月1日現在の所有状況を2月1日(月)までに申告する必要があります。毎年申告を行い、申請書の送付を希望されている方には、昨年12月に案内を郵送していますが、新たに申告が必要な方や案内が届かない方、また前回電算申告をした方で申告書等の送付を希望する方は、お問い合わせください。

なお、課税標準額が150万円未満の場合、課税はされませんが申告は必要です。

賃借人・テナント入居者等が取り付けた内装・造作・建築設備等の事業用資産は、賃借人が償却資産として申告してください。

■太陽光発電設備を設置した方へ

太陽光発電設備(屋根材一体型のパネルを除く)は、償却資産の申告対象となる場合があります。下表に該当する設備を所有している場合は、申告をお願いします。

設置者	設備の発電出力	10kW未満	10kW以上
法人、個人(事業用)		申告対象	申告対象
個人(住宅用)		申告対象外	申告対象

業種ごとの対象償却資産の例

各業種共通	パソコン、ファックス、レジスター、看板、外構、駐車場舗装など
小売業	陳列ケース、冷蔵庫、冷蔵ストッカー、自動販売機など
飲食業	冷蔵庫、調理設備、椅子、テーブル、カウンターなど
理・美容業	椅子、タオル蒸し器、パーマ器、サインポールなど
製造業	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス、金型、測定工具など
医療・薬局業	ベッド、手術機器、医療機器、歯科ユニット、調剤機器など
不動産(アパート、駐車場等)貸付業	駐車場舗装、外構、フェンス、ごみ捨て場、自転車置き場など
建設業	建設機械、発電機、カッター、ブルドーザー、ショベルカーなど

東日本大震災による被災代替資産の特例や再生エネルギー発電設備の特例等については、村公式ホームページをご覧ください。

申告の有無を問わず、償却資産の所有状況について、帳簿等の提出を求めたり、現地調査等を行ったりする場合がありますので、ご協力をお願いします。

【中小企業者・小規模事業者の皆さんへ】 新型コロナウイルス感染症の影響で連続する3か月間の事業収入が前年同月と比べ30パーセント以上減少している事業者に対して、固定資産税・都市計画税の軽減の申請を2月1日(月)まで受け付けています。インターネットを利用して電子的に手続きを行う「eLTAX」でも申請できます。詳細は、eLTAXホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。